

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 京都大学において雇用される教員の大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく任期等については、この規程の定めるところによる。</p>	<p>第1条</p>
<p>第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定める教員は、法第4条第1項第1号の規定に該当する職に就ける場合にあつては別表第1に掲げる教育研究組織の職に、同項第2号の規定に該当する職に就ける場合にあつては別表第2に掲げる教育研究組織に、同項第3号の規定に該当する職に就ける場合にあつては別表第3に掲げる教育研究組織の職に雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。</p>	<p>第2条</p> <p>(同 左)</p>
<p>第3条 (略)</p>	<p>第3条</p>
<p>第4条 <u>別表第1に掲げる教育研究組織の職又は別表第2に掲げる教育研究組織に雇用された教員が、その任期の期間中において、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第3条第1項若しくは第31条第1項の規定により育児休業若しくは介護休業をする場合又は国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程（平成27年達示第24号）第3条第1項の規定により配偶者同行休業をする場合は、当該部局の定めるところにより、育児休業、介護休業又は配偶者同行休業をした日数の範囲において適当と認める日数を任期の期間に算入しないことができる。この場合における当該教員の任期の終期は、当該任期の終期の翌日を起算日として、当該任期に算入しない日数と同一の日数が経過する日とする。</u></p>	<p>第4条 <u>この規程に基づき任期を定めて雇用された教員（別表第3に掲げる教育研究組織の職に雇用される場合にあつては、大学が特に認めた計画によるものに限る。）が、その任期の期間中において、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第3条第1項若しくは第31条第1項の規定により育児休業若しくは介護休業をする場合又は国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程（平成27年達示第24号）第3条第1項の規定により配偶者同行休業をする場合は、当該部局の定めるところにより、育児休業、介護休業又は配偶者同行休業をした日数の範囲において適当と認める日数を任期の期間に算入しないことができる。この場合における当該教員の任期の終期は、当該任期の終期の翌日を起算日として、当該任期に算入しない日数と同一の日数が経過する日とする。</u></p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則 この規程は、令和2年6月29日から施行する。</p>